

日医発第36号(健Ⅱ)
令和8年4月3日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事
渡辺弘司
濱口欣也
(公印省略)

産後ケア事業における安全管理の推進について(依頼)

産後ケア事業における安全管理の推進については、令和7年3月26日付(日医発第2197号(健Ⅱ))において、お知らせしております。

今般、「教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和8年3月30日付こ成安第45号・7教参学第52号)及び「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」(令和8年3月30日付こ成安第46号・7教参学第53号)の改正に伴い、産後ケア事業において重大な事故等が発生した際には、別添の令和8年3月30日付こども家庭庁事務連絡「産後ケア事業における重大事故等発生時の報告様式等について(依頼)」等に基づき行っていただくよう、同庁より、各都道府県等母子保健主管部(局)宛に通知がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、産後ケア事業を受託している事業者における安全管理の推進について、郡市区医師会及び関係機関への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

事務連絡
令和8年3月30日

公益社団法人	日本医師会	}	御中
公益社団法人	日本産科婦人科学会		
公益社団法人	日本産婦人科医会		
公益社団法人	日本小児科学会		
公益社団法人	日本小児科医会		
公益社団法人	日本看護協会		
公益社団法人	日本助産師会		

こども家庭庁成育局母子保健課

産後ケア事業における安全管理の推進について（依頼）

平素より、母子保健行政に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業については、市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び事業の委託を受けた事業者において、「母子保健法の一部を改正する法律」の施行について（通知）」（令和2年8月5日付け子発0805第3号厚生労働省子ども家庭局長通知）等を踏まえて、実施いただいているところです。

今般、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和8年3月30日付こ成安第45号・7教参学第52号）及び「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（令和8年3月30日付こ成安第46号・7教参学第53号）の改正に伴い、産後ケア事業において重大な事故等が発生した際には、別添の「産後ケア事業における重大事故等発生時の報告様式等について（依頼）」（令和8年3月30日付こども家庭庁成育局母子保健課事務連絡）等に基づき行っていただくよう、各自治体へ周知しております。

各関係団体におかれましても、別添の内容を御了承いただくとともに、引き続き、事業者における安全管理を推進いただくよう、御協力をお願いします。

事務連絡
令和8年3月30日

各

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 母子保健主管部（局）御中

こども家庭庁成育局母子保健課

産後ケア事業における重大事故等発生時の報告様式等について（依頼）

平素から、母子保健行政に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

産後ケア事業における重大事故等については、

- ・ 乳児等の重大事故の場合は、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和7年3月21日付こ成安第44号・6教参学第51号）及び「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（令和7年3月21日付こ成安第45号・6教参学第52号）
- ・ 母親のみの重大事故の場合は、「産後ケア事業における重大事故等発生時の報告様式等について（依頼）」（令和7年3月21日付こども家庭庁成育局母子保健課事務連絡。以下「旧事務連絡」という。）

により、こども家庭庁に報告を行っていただくよう依頼しているところです。

今般、別添1の「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和8年3月30日付こ成安第45号・7教参学第52号）及び別添2の「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（令和8年3月30日付こ成安第46号・7教参学第53号）が改正されたため、令和8年4月1日以降に、産後ケア事業において乳児等に重大な事故等が発生した際には、これらの通知に基づき、適切に報告を行っていただくほか、必要な検証について御協力をお願いいたします。

ただし、産後ケア事業において母親のみに重大な事故等が発生した際には、別添3の「産後ケア事業事故等発生時報告様式」に基づき、適切に報告を行っていただくほか、必要な検証について御協力をお願いします。

また、産後ケア事業の委託を行っている場合は、委託先の事業者に対して本事務連絡の内容を周知いただくとともに、当該報告に係る事務について委託契約に盛り込んでいただくなど、引き続き、適切な報告体制の確保をお願いします。

なお、本事務連絡は令和8年4月1日から運用するので、本事務連絡の運用に伴い、旧事務連絡を廃止します。

- 別添1 「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和8年3月30日付こ成安第45号・7教参学第52号）
- 別添2 「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（令和8年3月30日付こ成安第46号・7教参学第53号）
- 別添3 産後ケア事業事故等発生時報告様式

(照会先)

こども家庭庁成育局母子保健課母子保健係

TEL : 03-6862-0413

E-mail : boshihoken.kakari@cfa.go.jp

こ 成 安 第 4 5 号
7 教 参 学 第 5 2 号
令 和 8 年 3 月 3 0 日

各都道府県・指定都市・中核市こども政策主管部(局)長
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市保育主管部(局)長
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管部(局)長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長
各都道府県・指定都市・中核市乳児等通園支援事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市一時預かり事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市病児保育事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課(室)長
各都道府県・指定都市・中核市放課後児童健全育成事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市子育て短期支援事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市子育て世帯訪問支援事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市児童育成支援拠点事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市子育て援助活動支援事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市母子保健主管部(局)長
各都道府県等教育委員会学校安全担当課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長

殿

こども家庭庁成育局安全対策課長
こども家庭庁成育局保育政策課長
こども家庭庁成育局成育環境課長
こども家庭庁成育局母子保健課長
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

教育・保育施設等における事故の報告等について

子ども・子育て支援新制度においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）に基づき、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）に基づき、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村（特別区を含む。以下同じ。）、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。

また、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令 123 号）に基づき、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業及び認可外保育施設については、事故の発生及び再発防止に関する努力義務や事故が発生した場合における都道府県への報告義務が課され、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 72 号）に基づき、既存の教育・保育施設等と同様に子育て世帯訪問支援事業については都道府県、児童育成支援拠点事業については市町村への報告義務が課されている。令和 7 年度から地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業についても、重大事故発生時の報告を求めている。

さらに、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 95 号）が令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、特定乳児等通園支援事業は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとなった。

教育・保育施設等において事故が発生した場合の対応については、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」の中間とりまとめ（別紙参照）、「学校事故対応に関する指針」（平成 28 年 3 月 31 日付け、27 文科初第 1785 号）及び児童福祉法施行規則改正等を踏まえ、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和 7 年 3 月 21 日付け、こ成安第 44 号・6 教参学第 51 号、以下「旧通知」という。）に基づき運用してきた。

今般、自動車への置き去り事故を報告対象に加え、報告様式の追加及び見直しを行い、下記のとおり通知するので、御了知の上、管内の市町村、関係機関及び施設・事業者等に対して周知いただくとともに、その運用に遺漏のないようお願いする。

本通知については、令和 8 年 4 月 1 日から運用するので、本通知の運用開始に伴い、旧通知は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

記

1. 事故が発生した場合の報告について

特定教育・保育施設、幼稚園（特定教育・保育施設でないもの。）、特定地域型保育事業、特定乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、延長保育事業及び放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）、学校事故対応に関する指針（平成 28 年 3 月 31 日付け、27 文科初第 1785 号）、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第

95号)及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)により、事故が発生した場合には速やかに指導監督権限を持つ自治体、こどもの家族等に連絡を行うこと。

子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び認可外保育施設については、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)により、事故が発生した場合には事業に関する指導監督権限を持つ自治体への報告等を行うこと。

また、産後ケア事業については、委託先で事故が発生した場合には委託元の自治体への報告等を行うこと。

このうち、重大事故及び自動車への置き去り事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、以下の2から7までに定めるところにより、都道府県等を経由して国へ報告を行うこと。

2. 報告の対象となる施設・事業の範囲

- (1) 特定教育・保育施設
- (2) 幼稚園(特定教育・保育施設でないもの。)
- (3) 特別支援学校幼稚部
- (4) 特定地域型保育事業
- (5) 特定乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
- (6) 延長保育事業
- (7) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
- (8) 子育て短期支援事業
- (9) 一時預かり事業
- (10) 病児保育事業
- (11) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- (12) 子育て世帯訪問支援事業
- (13) 児童育成支援拠点事業
- (14) 認可外保育施設
- (15) 産後ケア事業(重大事故のみ)

3. 報告の対象となる事故の範囲

- (1) 重大事故
 - ア 死亡事故
 - イ 意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)
 - ウ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故
- (2) 自動車への置き去り事故

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置（以下「安全装置」という。）の装備が義務付けられている自動車は以下のア及びイの双方に該当する場合、安全装置の装備が義務付けられていない自動車は以下のアに該当する場合に報告すること。

ア 点呼等による所在確認の不実施による事故

イ 安全装置の不適切な運用や故障等による事故

4. 報告様式

別添1「教育・保育施設等事故報告書（重大事故）ver.6」及び別添2「教育・保育施設等事故報告書（自動車への置き去り事故）」のとおり。

なお、施設・事業者から報告を受けた自治体は、自治体コメントを記載した上、自治体確認シートの確認を行い、日付、個人名、病院名等の個人情報があれば、削除、黒塗り等により修正すること。

5. 報告期限

国への第1報は、原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第2報は、原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて追加の報告を行うこと。

また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告すること。

6. 報告要領

別添3「報告ルート」のとおり

- (1) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、特定乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）、延長保育事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、児童育成支援拠点事業及び産後ケア事業

施設又は事業者から市町村へ報告を行い、市町村は都道府県へ報告すること。また、都道府県は国へ報告を行うこと。なお、産後ケア事業の報告に当たっては、「産前・産後サポート事業ガイドライン及び産後ケア事業ガイドライン（令和8年3月）」を参照すること。

- (2) 幼稚園（特定教育・保育施設でないものに限る。）及び特別支援学校幼稚部（幼稚園について）

施設から各自治体等の実態に合わせて市区町村あるいは都道府県・指定都市、国立大学法人等へ報告することとし、市区町村あるいは都道府県・指定都市、国立大学法人等は国へ報告を行うこと。

- (3) 特別支援学校幼稚部（特別支援学校幼稚部について）

施設から設置者へ報告することとし、設置者は国へ報告を行うこと。なお、市町村（指定都市を除く。）については、都道府県を経由すること。

(4) 子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て世帯訪問支援事業

市町村からの委託等により事業を実施している事業者については、事業者から市町村へ報告を行うこと。

市町村（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を除く。）は都道府県へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

上記以外の場合には、事業者から都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市の区域内に所在する事業者については、当該指定都市、中核市又は児童相談所設置市）へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

(5) 認可外保育施設

施設から都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市の区域内に所在する施設については、当該指定都市、中核市又は児童相談所設置市）へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

また、都道府県はその内容を当該施設の所在地の市町村に通知すること。

なお、企業主導型保育施設は、上記の都道府県のほか、企業主導型保育事業の実施機関である公益財団法人児童育成協会にも通知すること。

7. 国の報告先

(1) 6により国へ報告を行うこととされている都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は、別添1又は別添2「教育・保育施設等事故報告書」により、各施設・事業の所管省庁であるこども家庭庁又は文部科学省へ報告すること。

ア 幼稚園及び幼稚園型認定こども園

- 文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係
・TEL：03-5253-4111(内線 2966)
・email：anzen@mext.go.jp
- 文部科学省初等中等教育局幼児教育課
・email：youji@mext.go.jp

イ 特別支援学校幼稚部

- 文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係
・TEL：03-5253-4111(内線 2966)
・email：anzen@mext.go.jp
- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

・ email : toku-sidou@mext.go.jp

ウ 特定教育・保育施設（幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。）、特定地域型保育事業、特定乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度。幼稚園又は幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）、一時預かり事業（幼稚園又は幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）、病児保育事業（幼稚園又は幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）及び認可外保育施設（企業主導型保育施設を含む。）

○ こども家庭庁成育局保育政策課（認可外保育施設担当室指導係）

・ TEL : 03-6858-0133

・ email : hoiku.safety-report@cfa.go.jp

※変更になりましたので、御注意ください。

エ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

○ こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係

・ TEL : 03-6861-0303

・ email : seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp

オ 子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業

○ こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係

・ TEL : 03-6861-0224

・ email : seiikukankyou.katei@cfa.go.jp

カ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

○ こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係

・ TEL : 03-6861-0519

・ email : seiikukankyou.kosodate@cfa.go.jp

キ 産後ケア事業

○ こども家庭庁成育局母子保健課母子保健係

・ TEL : 03-6862-0413

・ email : boshihoken.kakari@cfa.go.jp

ク その他、事故の報告等の制度全般

○ こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係

・ TEL : 03-6858-0183

・ email : anzentaisaku.jikotaiou@cfa.go.jp

(2) 施設・事業者から報告を受けた市町村又は都道府県は、都道府県又は国への報告とともに、別添1又は別添2「教育・保育施設等事故報告書」により、消費者庁消費者安全課に報告（消費者安全法に基づく通知）を行うこと。なお、3（1）及び（2）に該当しない消費者事故等の場合も、消費者安全法第12条第2項に基づく国への報告が必要となる場合は、消費者庁消費者安全課に報告を行うこと。報告に当たっては、「社会福祉施設等の利用に係る

消費者事故等の通知について（再周知）」を参照のこと。

第1報のみではなく、第2報以降も報告すること。

○ 消費者庁消費者安全課

・ TEL : 03-3507-9201

・ email : i.syouhisya.anzen@caa.go.jp

8. 公表等

都道府県・市町村は、報告があった事故について、類似事故の再発防止のため、事案に応じて公表を行うとともに、事故が発生した要因や再発防止策等について、管内の施設・事業者等へ情報提供すること。

併せて、再発防止策についての好事例は、こども家庭庁又は文部科学省へそれぞれ情報提供すること。

なお、公表等に当たっては、保護者の意向や個人情報保護の観点に十分に配慮すること。

また、6により報告された情報については、全体としてこども家庭庁において集約の上、事故の再発防止に資すると認められる情報について、公表するものとする。

【別紙】

「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」
中間取りまとめについて（平成 26 年 11 月 28 日）抜粋

事故が発生した場合には、省令等に基づき施設・事業者から市町村又は都道府県に報告することとされており、適切な運用が必要である。

このうち重大事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、都道府県を経由して国へ報告を求めることが必要である（なお、事後的な検証の対象範囲については、死亡・意識不明のケース以外は今後検討が必要）。

さらに、重大事故以外の事故についても、例えば医療機関を受診した負傷及び疾病も対象とし、市町村が幅広く事故情報について把握することが望ましいという意見もある。

一方、自治体の限られた事務処理体制の中で、効果的・効率的な事故対応により質の確保を図るという観点も考慮すべきとの意見もある。

これらの意見も踏まえ、重大事故以外の事故についても、一定の範囲においては自治体に把握されるべきという考え方を前提として、どこまでの範囲で施設・事業者から報告を求めるべきかについては、各自治体の実情も踏まえ、適切な運用がなされるべきである。

【問合せ先】

- **事故の報告全般に関すること**
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
TEL：03-6858-0183
- **保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）及び特定地域型保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令係
TEL：03-6858-0058
- **幼稚園、特別支援学校及び認定こども園（幼稚園型）に関する
こと**
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係
TEL：03-6734-2966
- **特定乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）及び一時預
かり事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係
TEL：03-6858-0078
- **延長保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課待機児童対策係
TEL：03-6858-0048
- **放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
TEL：03-6861-0303
- **子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支
援拠点事業に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係
TEL：03-6861-0224
- **病児保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課保育医療対策係
TEL：03-6858-0056
- **子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事
業）に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係
TEL：03-6861-0519
- **認可外保育施設に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
TEL：03-6858-0133
- **産後ケア事業に関すること**
こども家庭庁成育局母子保健課母子保健係
TEL：03-6862-0413

教育・保育施設等事故報告書
(重大事故)

基本情報				
報告自治体 (都道府県・市区町村)			施設・事業所名称	
報告回数			施設・事業所所在地	
第1報年月日			施設・事業所代表者等	
続報年月日			施設・事業所設置者等 (社名・法人名・自治体名等)	
施設種別			施設・事業開始年月日 (開設、認可、事業開始等)	
事業種別			認可・認可外の区分	

事故に遭ったこどもの情報				
こどもの年齢(月齢) (放課後児童クラブは年齢のみ選択)			こどもの性別	
施設入所年月日 (入園年月日、事業利用開始年月日等)			所属クラス等 (放課後児童クラブはこどもの学年を選択)	
特記事項 (事故と因子関係がある持病、アレルギー、既往症、発育・発達状況等)				

事故発生時の状況							
事故発生年月日				事故発生時間(帯)			
事故発生場所				事故発生クラス等			
事故発生時のこどもの人数	事故発生時の 教育・保育等従事者数			うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士・放 課後児童支援員・助産師等			
事故発生時のこどもの人数 の内訳 (異年齢構成選択時)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	学童 その他
事故発生時の状況							
事故の誘因							
事故の転帰							
(死亡の場合)死因							
(負傷等の場合)受傷部位							
(負傷等の場合)負傷状況							
診断名、病状等	診断名						
	病状						
	病院名						
事故の発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含めて可能な限り詳細に記載。第1報で可能な範囲で記載し、第2報以降で修正。)							
事故発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)。第2報以降で追記。)							

- ※ 第1報は、本報告書(表面)を記載して報告してください。
- ※ **第1報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に報告してください。**
- ※ 最終報は、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。
- ※ 直近の指導監査の状況報告及び発生時の状況図(写真等を含む)を添付してください。
- ※ 意識不明に陥った後に死亡事故や重篤な事故となった場合は、意識不明時の状況も記載してください。
- ※ 「(負傷等の場合)負傷状況」欄における「骨折(重篤な障害が疑われるもの)」については、**医師の所見等により**、骨折に伴う重篤な障害(偽関節、著しい運動障害、著しい変形等)が残ることが疑われる場合に選択してください。
- ※ 産後ケア事業については、「事故発生時の状況」に母の年齢、母子同室の有無を記載すること。また、母親等のみに事故が起こった場合は、「産後ケア事業事案等発生時報告様式」(「産後ケア事業における重大事案等発生時の報告様式等について(依頼)」(令和8年3月30日付、こども家庭庁成育局母子保健課事務連絡)別添3)で報告してください。
- ※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

教育・保育施設等事故報告書 (重大事故)

ver.6
(裏面)

ソフト面				
事故防止マニュアル		具体的内容		
事故防止に関する研修		実施頻度 (回/年)	具体的内容	
職員配置		具体的内容		
その他の要因・分析・特記事項				
改善策【必須】				

ハード面				
施設の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容	
遊具の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容	
玩具の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容	
その他の要因・分析・特記事項				
改善策【必須】				

環境面		
教育・保育等の状況		具体的内容
その他の要因・分析・特記事項		
改善策【必須】		

人的面		
対象児の動き		具体的内容
担当職員の動き		具体的内容
他の職員の動き		具体的内容
その他の要因・分析・特記事項		
改善策【必須】		

※ データベースに公表される場合、大半部分が公表対象となるため、日付、個人名、病院名等の個人情報は記載しないでください。

データベース掲載に対する保護者の同意【必須】	<p>※ 重大事故の情報について、保護者の同意が得られたものをデータベース化し公表しています。</p> <p>※ データベースについては、発生した事故に関する情報を収集し、今後の事故防止に資するために作成しているという趣旨を御理解いただき、掲載について保護者の同意を得たときは左欄に○印を付し、同意が得られなかったときは×印を付して、最終報までに必ず保護者に掲載の同意を確認してください。</p>
-------------------------------	---

自治体コメント【必須】
(自治体による事故発生の要因分析等を記載してください。施設・事業者は記載しないでください。)
<p>【記入時に削除ください】</p> <p>データベースに公表される場合、大半部分が公表対象となるため、日付、個人名、病院名等の個人情報は記載しないでください。</p>

【施設・事業所別の報告先】

① 特定教育・保育施設(幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。)、特定地域型保育事業、特定乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度。幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、一時預かり事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、病児保育事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)及び認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む。)
※送付先メールアドレスを変更しています

→ こども家庭庁成育局保育政策課(認可外保育施設担当室指導係)(hoiku.safety-report@cfa.go.jp)

② 幼稚園、幼稚園型認定こども園

→ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp)

→ 文部科学省初等中等教育局幼児教育課(youji@mext.go.jp)

③ 特別支援学校幼稚部

→ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp)

→ 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(toku-sidou@mext.go.jp)

④ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

→ こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係(seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp)

⑤ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業

→ こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係(seiikukankyou.katei@cfa.go.jp)

⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

→ こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係(seiikukankyou.kosodate@cfa.go.jp)

⑦ 産後ケア事業

→ こども家庭庁成育局母子保健課母子保健係(boshihoken.kakari@cfa.go.jp)

【全施設・事業所共通の報告先】

→ 消費者庁消費者安全課(i.syouthisya.anzen@caa.go.jp)

※ 【施設・事業所別の報告先】及び【全施設・事業所共通の報告先】ともに報告をお願いします。

教育・保育施設等事故報告書 (自動車への置き去り事故)

基本情報				
報告自治体 <small>(都道府県・市区町村)</small>			施設・事業所名称	
報告回数			施設・事業所所在地	
第1報年月日			施設・事業所代表者等	
続報年月日			施設・事業所設置者等 <small>(社名・法人名・自治体名等)</small>	
施設種別			施設・事業開始年月日 <small>(開設、認可、事業開始等)</small>	
事業種別			認可・認可外の区分	

事故に遭ったこどもの情報				
こどもの年齢(月齢) <small>(放課後児童クラブは年齢のみ選択)</small>			こどもの性別	
施設入所年月日 <small>(入園年月日、事業利用開始年月日等)</small>			所属クラス等 <small>(放課後児童クラブはこどもの学年を選択)</small>	

事故発生時の状況								
事故発生年月日					送迎の態様			
置き去りしていた時間	～							
事故発生時のこどもの乗車人数	事故発生時の 教育・保育等従事同乗者数 <small>(運転手を含む)</small>					うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士・放 課後児童支援員・助産師等		
事故発生時のこどもの 乗車人数の内訳	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	学童	その他
車種・車名					こどもの最大定員			
日常的に送迎車として 運行していたか					安全装置の装備			
安全装置の メーカー・品名					安全装置の認定番号			
安全装置が 作動しなかった理由								
事故の転帰								
(死亡の場合)死因								
(負傷等の場合)受傷部位								
(負傷等の場合)負傷状況								
診断名、病状等	診断名							
	病状							
	病院名							
事故の発生状況 <small>(事故発生の要因、点呼等による所在確認の実施状況、安全装置の作動状況、発生後の処置を含めて可能な限り詳細に記載。第1報で可能な範囲で記載し、第2報以降で修正。)</small>								
事故発生後の対応 <small>(報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)。第2報以降で追記。)</small>								

- ※ 第1報は、本報告書(表面)を記載して報告してください。
- ※ **第1報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に報告してください。**
- ※ 最終報は、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。
- ※ 直近の指導監査の状況報告及び発生時の状況図(写真等を含む)を添付してください。
- ※ 意識不明に陥った後に死亡事故や重篤な事故となった場合は、意識不明時の状況も記載してください。
- ※ 「(負傷等の場合)負傷状況」欄における「骨折(重篤な障害が疑われるもの)」については、医師の所見等により、骨折に伴う重篤な障害(偽関節、著しい運動障害、著しい変形等)が残ることが疑われる場合に選択してください。
- ※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

教育・保育施設等事故報告書 (自動車への置き去り事故)

(裏面)

ソフト面			
事故防止マニュアル		具体的内容	
事故防止に関する研修		実施頻度 (回/年)	具体的内容
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

ハード面			
安全装置の点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

※ データベースに公表される場合、大半部分が公表対象となるため、日付、個人名、病院名等の個人情報に記載しないでください。

置き去り時の状況図
<p>【記入時に削除ください】 自動車の座席図を示した上で、事故に遭ったこどもの着席位置及び同乗職員の着席位置を図示してください。</p>

<p>データベース掲載に対する保護者の同意【重大事故該当時】</p>	<p>※ 死亡、意識不明等の重大事故の情報について、保護者の同意が得られたものをデータベース化し公表しています。 ※ データベースについては、発生した事故に関する情報を収集し、今後の事故防止に資するために作成しているという趣旨を御理解いただき、掲載について保護者の同意を得たときは左欄に○印を付し、同意が得られなかったときは×印を付して、重大事故の場合は最終報までに必ず保護者に掲載の同意を確認してください。</p>
---	--

自治体コメント【必須】
<p>(自治体による事故発生の原因分析等を記載してください。施設・事業者は記載しないでください。)</p> <p>【記入時に削除ください】 データベースに公表される場合、大半部分が公表対象となるため、日付、個人名、病院名等の個人情報は記載しないでください。</p>

【施設・事業所別の報告先】	
<p>① 特定教育・保育施設(幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。)、特定地域型保育事業、特定乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度、幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、一時預かり事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、病児保育事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)及び認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む。)</p> <p>→ こども家庭庁成育局保育政策課(認可外保育施設担当室指導係)(hoiku.safety-report@cfa.go.jp)</p> <p>② 幼稚園、幼稚園型認定こども園</p> <p>→ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp)</p> <p>→ 文部科学省初等中等教育局幼児教育課(youji@mext.go.jp)</p> <p>③ 特別支援学校幼稚部</p> <p>→ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp)</p> <p>→ 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(toku-sidou@mext.go.jp)</p>	<p>④ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)</p> <p>→ こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係(seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp)</p> <p>⑤ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業</p> <p>→ こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係(seiikukankyou.katei@cfa.go.jp)</p> <p>⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)</p> <p>→ こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係(seiikukankyou.kosodate@cfa.go.jp)</p>
【全施設・事業所共通の報告先】	
<p>→ 消費者庁消費者安全課(i.syoushisya.anzen@caa.go.jp)</p>	

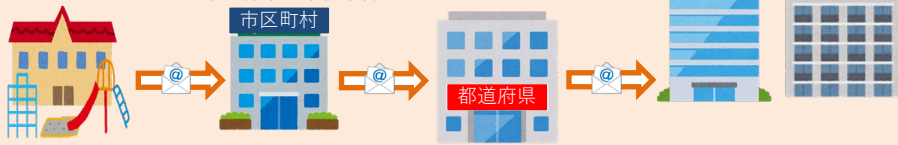
※ 【施設・事業所別の報告先】及び【全施設・事業所共通の報告先】ともに報告をお願いします。

① 第1報：原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)

② 第2報：原則1か月以内程度 等

施設等区分①

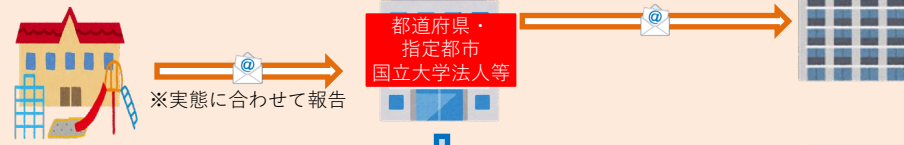
※指定都市・中核市含む



- 特定教育・保育施設
- 特定地域型保育事業
- 特定乳児等通園支援事業
- 延長保育事業
- 放課後児童健全育成事業
- 子育て援助活動支援事業

- 児童育成支援拠点事業
- 産後ケア事業

施設等区分②



- 幼稚園
(特定教育・保育施設でないもの)
- 特別支援学校幼稚園

施設等区分③



- 子育て短期支援事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
(指定都市・中核市・児童相談所設置市以外の市区町村から委託等をされた場合)

施設等区分④

※指定都市・中核市・児童相談所設置市含む



- 子育て短期支援事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
(左記以外の場合)

施設等区分⑤

※指定都市・中核市・児童相談所設置市含む



- 認可外保育施設
(認可外の居宅訪問型保育事業を含む)

※ 企業主導型ベビーシッター等利用支援事業は、併せて「全国保育サービス協会」に通知すること。

施設等区分⑥

※指定都市・中核市・児童相談所設置市含む



- 認可外保育施設
(企業主導型保育施設)

※ 企業主導型保育施設は、併せて「公益財団法人児童育成協会」に通知すること。

こ 成 安 第 4 6 号
7 教 参 学 第 5 3 号
令 和 8 年 3 月 3 0 日

各都道府県・指定都市・中核市こども政策主管部(局)長
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市保育主管部(局)長
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管部(局)長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長
各都道府県・指定都市・中核市乳児等通園支援事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市一時預かり事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市病児保育事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課(室)長
各都道府県・指定都市・中核市放課後児童健全育成事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市子育て短期支援事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市子育て世帯訪問支援事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市児童育成支援拠点事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市子育て援助活動支援事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市母子保健主管部(局)長
各都道府県等教育委員会学校安全担当課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長

殿

こども家庭庁成育局安全対策課長
こども家庭庁成育局保育政策課長
こども家庭庁成育局成育環境課長
こども家庭庁成育局母子保健課長
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について

子ども・子育て支援新制度において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合に、市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。

このことを踏まえ、第16回子ども・子育て会議(平成26年6月30日開催)において、行政による再発防止に関する取組の在り方等について検討すべきとされた。

これを受け、平成26年9月8日、「教育・保育施設等における重大事故の再発

防止策に関する検討会」が設置され、平成 27 年 12 月に重大事故の発生防止のための今後の取組みについて最終取りまとめが行われた。

この取りまとめでは、死亡事故等の重大事故の発生前、発生時、発生後の一連のプロセスにおける子どもや周囲の状況、時系列の対応などを検証し、検証の結果を重大事故の再発防止に役立てていくことが極めて重要であることから、地方自治体において検証を実施するよう提言を受けた。

この取りまとめを踏まえ、地方自治体が行う死亡事故等の重大事故の検証の参考となるよう、検証を実施する際の基本的な考え方、検証の進め方等について整理した通知を発出し、平成 28 年 4 月 1 日から運用を開始したものであり、現在は令和 7 年 3 月 21 日に発出した「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（こ成安第 45 号・6 教参学第 52 号、以下「旧通知」という。）に基づき運用している。

今般、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）の施行により、令和 8 年度から、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が子ども・子育て支援法に基づく新たな給付と位置付けられることとなった。このため、特定乳児等通園支援事業所におけるこどもの死亡事故等の重大事故については、引き続き検証の対象とすることをお願いし、下記のとおり通知するので、御了知の上、管内の市町村（特別区を含む）、関係機関及び施設・事業者等に対して周知いただくとともに、その運用に遺漏のないようお願いする。

本通知については、令和 8 年 4 月 1 日から運用するので、本通知の運用開始に伴い旧通知は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

記

第 1 基本的な考え方

1 目的

検証は、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、特定乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業（以下「教育・保育施設等」という。）におけるこどもの死亡事故等の重大事故について、事実関係の把握を行い、死亡した又は重大な事故に遭った子どもやその保護者の視点に立って発生原因の分析等を行うことにより、必要な再発防止策を検討するために行う。

2 実施主体

(1) 検証の実施主体

行政による児童福祉法（平成 22 年法律第 164 号）に基づく認可権限、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく確認権限等を踏まえ、死亡事故等の重大事故の検証の実施主体については、「認可外保育施設」及び「認可外の居宅訪問型保育事業」における事故に関しては都道府県（指定都市、中核市を含む。）とし、「特定教育・保育施設」、「特定地域型保育事業」、「特定乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」及び「地域子ども・子育て支援事業」における事故に関しては市町村とする。

(2) 都道府県と市町村の連携

市町村が検証を実施する場合には、都道府県が支援を行う。

また、都道府県が検証を実施する場合、市町村は協力することとし、検証の実施は、都道府県と市町村が連携して行うものとする。

なお、都道府県が行う市町村に対する支援の例として、

- ① 認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業の検証を行うこととなる都道府県において、あらかじめ検証組織の委員候補者として適当な有識者（例えば、学識経験者、医師、弁護士、教育・保育関係者、栄養士（誤嚥等の場合）、各事業に知見のある者（地域子ども・子育て支援事業の場合）等）をリストアップしておき、市町村が実際に検証組織を設ける際に、必要に応じ、当該リストの有識者から都道府県が委員を紹介すること
- ② 都道府県内における検証事例の蓄積を行い、実際に検証を行う際に技術的援助を行うこと
- ③ 定期的に行っている認可権に基づく指導監査の状況についての情報提供や、当該権限を根拠とした当該事故についての資料収集、事実確認への協力を行うこと
- ④ 検証組織について、必要に応じ、オブザーバー参加や共同事務局となるなどの協力を検討すること
- ⑤ これらを円滑に進めるため、都道府県と市町村の間で、市町村が集まる会議や個別の市町村との連絡会議などにおいて、あらかじめ協議をすること

などが考えられる。

3 検証の対象範囲

(1) 死亡事故

- ※ 乳幼児突然死症候群（SIDS）や死因不明とされた事例も、事故発生時の状況等について検証する。
- （2）意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
 - ※ 意識不明の原因が病気であると判明したものを除く。
- （3）死亡事故、意識不明事故以外の重大事故で、都道府県又は市町村において検証が必要と判断した事故
 - ※ 都道府県又は市町村が検証を実施しない事故や、いわゆるヒヤリ・ハット事例等については、各施設・事業者等において検証を実施する。

4 検証組織及び検証委員の構成

（1）検証組織

都道府県又は市町村における死亡事故等の重大事故の検証に当たっては、外部の委員で構成する検証委員会を設置して行う。

（2）検証委員の構成

検証組織の委員については、教育・保育施設等における重大事故の再発防止に知見のある有識者とする。例えば、学識経験者、医師、弁護士、教育・保育関係者、栄養士（誤嚥等の場合）、各事業に知見のある者（地域子ども・子育て支援事業の場合）等が考えられる。

また、検証委員会における検証に当たっては、必要に応じて関係者の参加を求める。

5 検証委員会の開催

（1）死亡事故については、事故発生後速やかに検証委員会を開催する。

また、死亡事故以外の重大事故については、年間に複数例発生している地域等、随時開催することが困難な場合、複数例を合わせて検証委員会を開催することも考えられる。

なお、検証については、事故発生の実態把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するものであり、関係者の処罰を目的とするものではないことを明確にする。

（2）検証を行うに当たって、関係者から事例に関する情報の提供を求めるとともにヒアリング等を行い、情報の収集及び整理を行う。

この情報を基に、関係機関ごとのヒアリング、現地調査その他の必要な調査を実施し、事実関係を明らかにするとともに、発生原因の分析等を行う。

あわせて、調査結果に基づき、事故発生前・発生時の状況や発生後の対

応等に係る課題を明らかにし、再発防止のために必要な改善策を検討する。

また、プライバシー保護の観点から、委員会は非公開とすることも考えられる。

公開又は非公開の範囲については、プライバシー保護及び保護者の意向に十分配慮した上で、個別事例ごとに関係者を含めて十分に協議する。

関係者へのヒアリングのみ非公開とするなど、「一部非公開」等の取扱いも考えられる。

なお、調査や検証を行う立場にある者に対し、これらの業務に当たって知り得たことについて、業務終了後も含み守秘義務を課すことに留意する。

- (3) 検証を行うに当たっては、保護者やこどもの心情に十分配慮しながら行う。

6 報告等

- (1) 検証委員会は、検証結果とともに、再発防止のための提言をまとめ、都道府県又は市町村に報告する。

- (2) 都道府県又は市町村は、プライバシー保護及び保護者の意向に十分配慮した上で、原則として、検証委員会から提出された報告書を公表することとし、国へも報告書を提出する。

あわせて、速やかに報告書の提言を踏まえた具体的な措置を講じ、各施設・事業者等に対しても具体的な措置を講じることを求める。

また、都道府県又は市町村は、講じた措置及びその実施状況について自ら適時適切に点検・評価し、各施設・事業者等が講じた措置及びその実施状況についても適時適切に点検・評価する。

- (3) 都道府県又は市町村は、検証委員会の報告を踏まえ、必要に応じ、関係機関、関係者に対し指導を行う。

第2 具体的な検証の進め方

1 事前準備

(1) 情報収集

検証の対象事例について、事務局は都道府県又は市町村に提出された事故報告等を通じて、以下の①から⑨の事項に関する情報収集を行う。

この場合、事務局は、必要に応じて施設や事業者等からヒアリングを行う。市町村が実施する場合は、都道府県の協力を得て行う。

- ① こどもの事故当日の健康状態など、体調に関すること等（事例によっては、家族の健康状態、事故発生の数日前の健康状態、施設や事業の利

用開始時の健康状態の情報等)

- ② 死亡事故等の重大事故に至った経緯
- ③ 都道府県又は市町村の指導監査の状況等
- ④ 事故予防指針の整備、研修の実施、職員配置等に関すること（ソフト面）
- ⑤ 設備、遊具の状況などに関すること（ハード面）
- ⑥ 教育・保育等が行われていた状況に関すること（環境面）
- ⑦ 担当保育教諭・幼稚園教諭・保育士等の状況に関すること（人的面）
- ⑧ 事故発生後の対応（各施設・事業者等及び行政の対応）
- ⑨ 事故が発生した場所の見取り図、写真、ビデオ等

(2) 資料準備

- ① 「(1) 情報収集」で収集した情報に基づき、事実関係を時系列にまとめ、上記(1)の内容を含む「事例の概要」を作成する。
「事例の概要」には、その後、明らかになった事実を随時追記していき、基礎資料とする。
- ② 当該施設・事業所等の体制等に関する以下のアからオの内容を含む資料を作成する。
 - ア 当該施設・事業所等の組織図
 - イ 職種別職員数
 - ウ 利用こども数
 - エ クラス編成等の教育・保育体制等
 - オ その他必要な資料
- ③ 検証の方法、スケジュールについて計画を立て資料を作成する。
- ④ その他(検証委員会の設置要綱、委員名簿、報道記事等)の資料を準備する。

2 事例の内容把握

会議初回には、その目的が再発防止策を検討するためのものであり、関係者の処罰を目的とするものでないことを検証委員全員で確認した上で、検証の対象となる事例の内容を以下の項目に留意し、把握する。

(1) 確認事項

- ① 検証の目的
- ② 検証方法（関係者ごとのヒアリング、現地調査等による事実関係の確認、問題点・課題の抽出、問題点・課題に関する提案事項の検討、報告書の作成等）

③ 検証スケジュール

(2) 事例の内容把握

- ① 事前に収集された情報から事例の概要を把握する。
- ② 疑問点や不明な点を整理する。

3 問題点・課題の抽出

事例の事実関係が明確になった段階で、それを基に、なぜ検証対象の死亡事故等の重大事故が発生したのか、本事例が発生した背景、対応方法、組織の体制、その他の問題点・課題を抽出し、再発防止につなげる。

抽出の過程で、さらに事実関係を明確化する必要がある場合、事務局又は検証委員会によるヒアリングや現地調査等を実施する。

この作業を徹底して行うことが、その後の具体的な提言につながることから、特に時間をかけて検討を行うとともに、検討に当たっては、客観的な事実、データに基づき建設的な議論を行うことが期待される。

4 検証委員会における提言

事例が発生した背景、対応方法、組織上の問題等、抽出された問題点・課題を踏まえ、その解決に向けて実行可能性を勘案しつつ、具体的な対策を講ずべき主体ごとに提言を行う。

なお、各施設・事業者等の対応など早急に改善策を講じる必要がある場合、検証の経過において、まず早急に講ずべき改善策について、提言を行うことを考える必要がある。

その際、提言を受けた都道府県、市町村及び各施設・事業者等は、検証の全体の終結を待たずにできるだけ早急に具体的な措置を講じることも考える必要がある。

5 報告書

(1) 報告書の作成

- ① 事務局は、報告書に盛り込むべき以下のアからケの内容例を参考に、それまでの検証組織における審議結果を踏まえ報告書の素案を作成する。
 - ア 検証の目的
 - イ 検証の方法
 - ウ 事例の概要
 - エ 明らかとなった問題点や課題

オ 問題点や課題に対する提案（提言）

カ 今後の課題

キ 会議開催経過

ク 検証組織の委員名簿

ケ 参考資料

② 報告書の内容を検討、精査する。

③ 検証組織は報告書を取りまとめ、都道府県又は市町村に提出する。

（2）公表

各施設・事業所等における死亡事故等の重大事故について検証を行うことは、その後の事故の再発防止に密接に関連するものであり、事故に遭った子どもや保護者の意向にも配慮しつつ、原則として検証結果は公表すべきである。

公表に当たっては、個人が特定される情報は削除するなど、プライバシーの保護について十分配慮する。

なお、公表の際には国に報告書を提出する。

（3）提言を受けての具体的な措置等

都道府県又は市町村は、報告書の提言を受けて、速やかに具体的な措置を講じるとともに、講じた措置及びその実施状況について、自ら適時適切に点検・評価する。

また、各施設・事業者等が講じた措置及びその実施状況についても、都道府県又は市町村が適時適切に点検・評価する。

第3 検証に係る指導監査等の実施について

1 死亡事故等の重大事故が発生した場合、必要に応じて事前通告なく、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定子ども園法」という。）に基づく指導監査、児童福祉法に基づく指導監査及び指導監督、子ども・子育て支援法に基づく指導監査（以下「指導監査等」という。）を実施する。

また、指導監査等の実施については、以下の「指導監査等の対象となる施設・事業、実施主体、根拠法及び監査指針等」を参照すること。

2 第2の1（1）の情報収集については、死亡事故等の重大事故の発生前までに実施した指導監査等の状況及び当該事故に係る指導監査等の結果を活用し、事実関係を整理する。

- 3 死亡事故等の重大事故が発生した各施設・事業に対する当該事故後の指導監査等においては、当該事故と同様の事故の再発防止策がとられているかなど、検証結果を踏まえた措置等についても確認すること。

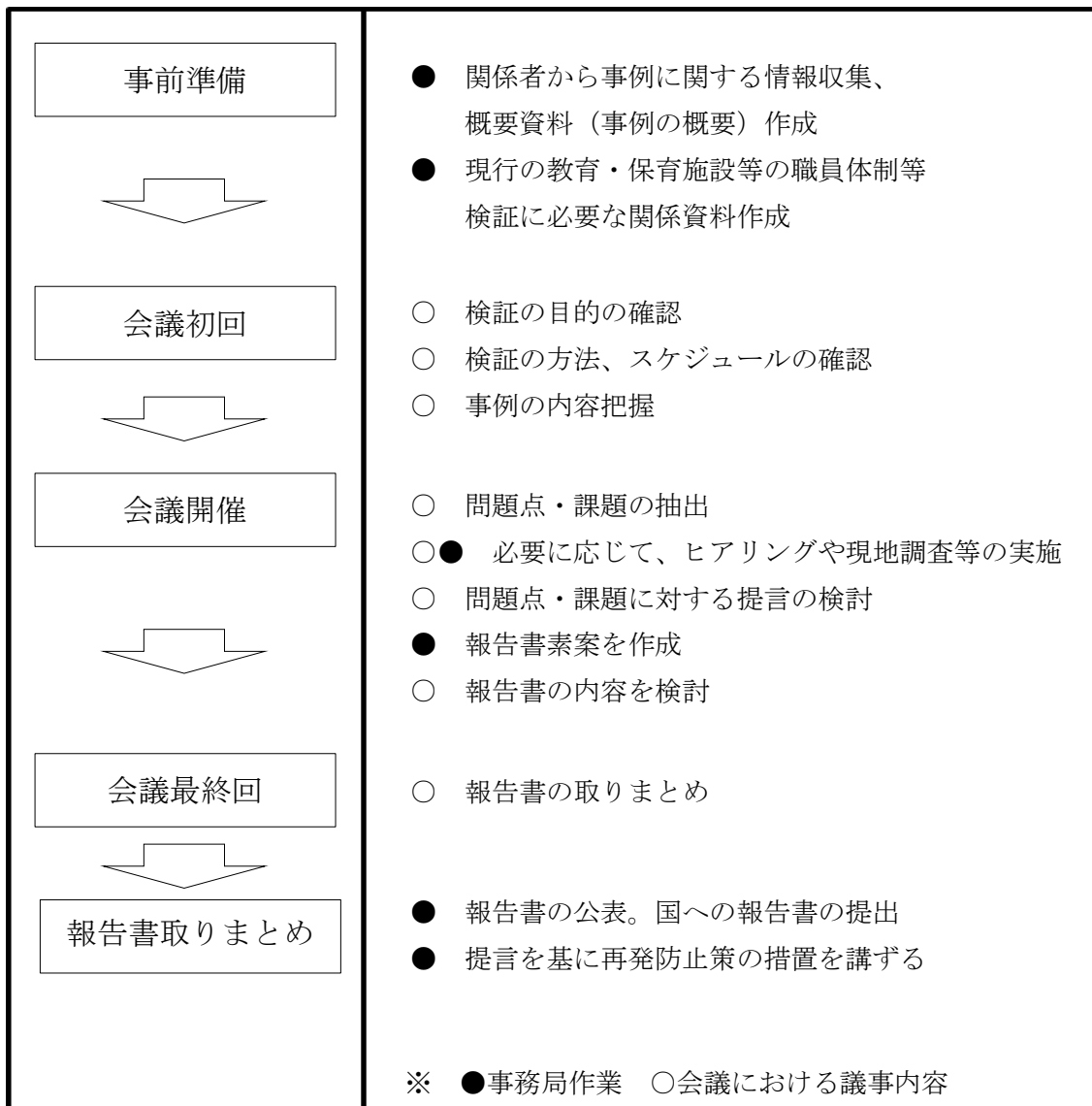
○ 指導監査等の対象となる施設・事業、実施主体、根拠法及び監査指針等

施設・事業	指導監査等の実施主体	根拠法	監査指針等
・ 特定教育・保育施設 ・ 特定地域型保育事業	市 町 村	子ども・子育て支援法	子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について（平成 27 年 12 月 7 日、府子本第 390 号、27 文科初第 1135 号、雇児発 1207 第 2 号）
幼保連携型認定こども園(※)	都道府県 指定都市 中核市	認定こども園法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について（平成 27 年 12 月 7 日、府子本第 373 号、27 文科初第 1136 号、雇児発 1207 第 1 号）
保育所(※)	都道府県 指定都市 中核市	児童福祉法	児童福祉行政指導監査の実施について（平成 12 年 4 月 25 日、児発第 471 号）
地域型保育事業	市 町 村	児童福祉法	児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について（平成 27 年 12 月 24 日、雇児発 1224 第 2 号）
特定乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	市 町 村	児童福祉法、 子ども・子育て支援法	児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の指導監査について（令和 7 年 11 月 28 日、こ成保第 633 号）
・ 認可外保育施設 ・ 認可外の居宅訪問型保育事業	都道府県 指定都市 中核市	児童福祉法	認可外保育施設に対する指導監督の実施について（令和 6 年 3 月 29 日、こ成保第 206 号）

(※) 上記の表のうち、幼保連携型認定こども園及び保育所については、都道府県と市町村の双方が指導監査等を実施することになるが、この場合、都道府県と市町村は互いに連携して指導監査等を実施する。

(参考) 検証の進め方の例

検証は、以下の図のような流れで実施する。



【問合せ先】

- **事後的な検証全般に関すること**
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
TEL : 03-6858-0183
- **保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）及び特定地域型保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令係
TEL : 03-6858-0058
- **幼稚園、特別支援学校及び認定こども園（幼稚園型）に関する
こと**
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係
TEL : 03-6734-2966
- **特定乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）及び一時預
かり事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係
TEL : 03-6858-0078
- **延長保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課待機児童対策係
TEL : 03-6858-0048
- **放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
TEL : 03-6861-0303
- **子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支
援拠点事業に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係
TEL : 03-6861-0224
- **病児保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課保育医療対策係
TEL : 03-6858-0056
- **子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事
業）に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係
TEL : 03-6861-0519
- **産後ケア事業に関すること**
こども家庭庁成育局母子保健課母子保健係
TEL : 03-6862-0413
- **認可外保育施設に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
TEL : 03-6858-0133

産後ケア事業事故等発生時報告様式

第 報

【別添3】

□ 死亡事故 □ 意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの) 報告年月日 年 月 日

□ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故

・*は実施がある場合に記入してください。
・水色のセルはプルダウンより選択してください。

施設情報	施設名				施設設置者 (社名・法人名・自治体名等)				
	施設所在地				代表責任者				
	産後ケア事業管理者				利用者の総定員(産婦)	名			
	実施事業形態 (該当するものすべてに✓)	<input type="checkbox"/> 短期入所(ショートステイ)型 <input type="checkbox"/> 通所(デイサービス)型 <input type="checkbox"/> 居宅訪問(アウトリーチ)型							
	*直近の指導監査	年	月	日	緊急対応マニュアル等の有無				
	利用者居住市町村名				他受託市町村名				
利用者情報	母の年齢	歳	こどもの月齢	か月 日	こどもの性別	多胎児の場合は✓			
	利用開始月日	月 日	利用予定期間	泊 日	利用形態				
事故発生時の状況等	事故発生日時	年	月	日	時	分	受傷、発症または死亡した者	(その他の場合)	
	事故発生の経緯 ※別途任意様式での作成も可	<small>(利用開始時からの健康状態、母子同室の有無を含む事故発生時の状況、事故発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。第1報においては可能な範囲で記入し、第2報以降で追加等すること)</small>							
	事故発生時の職員体制	産後ケア事業従事職員数	名	うち助産師・看護師・保健師	名				
	事故発生時該当者以外の利用者の人数	産婦	名、	児	名、	その他 ()	名		
	施設で講じた再発防止策 ※別途任意様式での作成も可								
	病状・死因等 (既往歴)	【診断名】					(負傷の場合)受傷部位		
		【病状】 (症状の程度)							
【既往症】						事故の転帰			
特記事項									
市町村の対応等※	事故把握日時	年	月	日	時	緊急対応マニュアル等の有無			
	当該施設の事業継続状況					(休止の場合)期間			
	講じた再発防止策								
都道府県の対応等	都道府県としての対応								

※市町村の対応経過については、別添として任意様式で作成し、本報告と併せて提出をお願いします。

- ・ 報告は「事業者」⇒「委託元の市町村」⇒「委託元の市町村が所在する都道府県」を通じて国に報告してください。なお、上記の報告の流れは、事業者が、「委託元の市町村」が所在する都道府県以外に所在する場合についても同様となりますが、「委託元の市町村」から報告を受けた「委託元の市町村が所在する都道府県」は、国への報告と併せて、「事業者が所在する都道府県」への報告も行ってください。
- ・ また、報告を受けた「事業者が所在する都道府県」は、「事業者が所在する市町村」への連絡及び必要に応じ助言、指導等適切な対応を行ってください。
- ・ 第1報は赤枠内について報告してください。第1報は原則事案発生当日(遅くとも事案発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。
- ・ 発生時の状況等については、施設で記載できない部分については、「委託元の市町村」が適宜記載を補ってください。
- ・ 記載欄は適宜広げて記載してください。
- ・ 直近の指導監査の状況報告を添付してください。
- ・ 発生時の状況図(写真等を含む。)を添付してください。なお、ベビーベッド等の器具により事案が発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。
- ・ 報告内容については、国の研究事業等で分析を行い、個人が特定されない形で公表される可能性があります。

市町村担当者

所属・役職

連絡先
(電話)

(E-mail)